

## 一般社団法人日本ロボット学会 ロボティクスシンポジウム研究奨励賞選考規程

2011年3月29日理事会制定

2011年11月15日理事会改訂

### (目的)

第1条 この規程は本会表彰委員会規程に基づくロボティクスシンポジウム研究奨励賞選考の手続きを定めるものである。

### (推薦方法)

第2条 会長は、ロボティクスシンポジウム実行委員長にロボティクスシンポジウム研究奨励賞推薦用紙によりロボティクスシンポジウム研究奨励賞1次候補者の推薦を依頼する。

### (推薦基準)

第3条 ロボティクスシンポジウム研究奨励賞への推薦は、講演者が行った講演発表に対して、ロボティクスシンポジウム実行委員長が行う。評価基準は、学術的論文においては主に研究の独創性、技術的論文においては主に技術の有用性とする。さらに、登録講演者の研究に対する貢献度、発表の態度・工夫、研究者としての将来性を総合的に評価する。

### (審査基準)

第4条 ロボティクスシンポジウム研究奨励賞の審査はロボティクスシンポジウム研究奨励賞選考小委員会(以下、選考小委員会)が行い、1次候補者の研究内容の独創性または有用性に着眼して評価する。

### (受賞候補者の選定)

第5条 選考小委員長は、選考小委員会を開催し、受賞候補者の選考方法について確認する。選考にあたり1次候補者の講演発表論文、およびロボティクスシンポジウム研究奨励賞推薦用紙に基づく評価を用いる。

2 選考小委員長は、前項の選考方法に基づき、受賞候補者を選定する。

### (結果の報告)

第6条 選考小委員長は選考の結果を、選考経過を付記し会長に報告する。

### (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、企画理事・ロボティクスシンポジウム研究奨励賞選考小委員長が提案し理事会の承認を得て行う。

### 附則

1. 本規程は2011年3月29日から実施する。
2. 本規程は2011年11月15日より改訂実施する。